

三労発基0403第1号  
令和8年4月3日

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿

三重労働局長  
( 公印省略 )

### 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

平素より労働基準行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第90号。以下「改正政令」という。）【別添1】及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第68号。以下「改正省令」という。）【別添2】については、令和8年3月31日に公布され、公布日から施行（一部令和10年4月1日施行）することとされたところです。また、本改正に関連して「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第174号、以下「改正裾切値告示」という。）【別添3】、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示」（令和8年厚生労働省告示第172号、以下「改正令和6年度がん原性告示」という。）【別添4】及び「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和8年厚生労働省告示第173号、以下「令和7年度がん原性告示」という。）【別添5】が令和8年3月31日に告示され、令和10年4月1日から適用（改正令和6年度がん原性告示は告示日適用）することとされたところです。

これらの趣旨、内容等については、下記のとおりですので、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 第1 改正の要点

##### 1 改正政令関係

- (1) リスクアセスメント対象物の範囲の変更（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条、第18条の2関係）

リスクアセスメント対象物を、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和6年3月31日までに」区分された物のうち厚生労働省令で定めるものとしていたところを「令和7年3月31日までに」と改めたこと。

(2) 施行期日（改正政令附則第1項関係）

改正政令は、令和10年4月1日から施行すること。

(3) 経過措置（改正政令附則第2項関係）

改正政令により新たにリスクアセスメント対象物に追加される物質のうち、令和10年4月1日に施行される物質であって施行の日において現に存するものについては令和11年3月31日までの間は、ラベル表示に係る労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条第1項の規定を適用しないとしたこと。

## 2 改正省令関係

(1) リスクアセスメント対象物の追加（安衛則別表第2関係）

改正政令の施行に伴い、リスクアセスメント対象物に追加する36物質について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第2に追加したこと。

(2) がん原性物質に関する記録等の保存（安衛則附則関係）

国が行う化学物質の有害性の分類において発がん性の区分が変更されたことにより、それまでがん原性物質であった物質ががん原性物質に該当しないこととなった場合（リスクアセスメント対象物に該当しないこととなった場合を含む。）について、がん原性物質に該当していた期間に作成したがん原性物質としての健康診断個人票及び労働者のばく露の状況等に係る記録については、作成から30年間保存することを新たに義務付けたこと。

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

上記（1）は改正政令の施行の日、上記（2）は改正省令の公布の日から施行すること。

## 3 改正裾切値告示関係

(1) 改正内容

令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（以下「裾切値」という。）について、令和7年3月31日までの国が行う化学品の分類の結果において、リスクアセスメント対象物であるジビニルベンゼンの有害性区分が異性体ごとに異なる区分に区分されたこ

とから、「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」（令和5年厚生労働省告示第304号）別表第2において、ジビニルベンゼンをオルト-ジビニルベンゼンとそれ以外のジビニルベンゼンに分け、それぞれの裾切値を個別に規定したものであること。

(2) 適用期日

令和10年4月1日

4 改正令和6年度がん原性告示関係

(1) 改正内容

がん原性物質については、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和7年厚生労働省告示第25号。以下「令和6年度がん原性告示」）により、がん原性物質の範囲について、「令和6年3月31日」（令和5年度）までの間において分類されたものに改められたが、令和6年度がん原性告示の適用時点（令和9年4月1日）において、既にごん原性物質の基準に該当しなくなった物質を規制の対象とすることを防ぐため、令和8年3月31日時点で発がん性の区分が区分1に該当しないと分類されたものをがん原性物質の対象から除く規定を追加したこと。

(2) 適用期日

告示の日

5 令和7年度がん原性告示関係

(1) 改正内容

改正政令により、リスクアセスメント対象物は、令和7年3月31日までに区分された物のうち厚生労働省令で定めるものと改められることから、がん原性物質の範囲についても整合性を図るべく、「令和7年3月31日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」と改めたこと。

(2) 適用期日

令和10年4月1日

第2 細部事項

## 1 改正省令関係（がん原性物質に関する記録等の保存期間について）

本改正省令は、がん原性物質としての健康診断個人票及び労働者のばく露状況等に係る記録について、がん原性物質に該当しないこととなった場合（リスクアセスメント対象物でなくなったときを含む。）であっても、新たな科学的知見の蓄積によって、発がん性の区分が改めて区分1に分類され、再度がん原性物質になる場合もあること、また、遅発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行う必要があることなどがあるため、がん原性物質に該当した期間に作成した記録等については、引き続き30年間保存することを新たに義務付ける趣旨であり、30年間の起算日は当該記録等を作成した日であること。

なお、30年間の算定に当たり、がん原性物質でなくなった期間を除く必要はないこと。

また、がん原性物質であった物質が、がん原性物質に該当しないこととなった以降に作成したリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び労働者のばく露状況等に係る記録については、それぞれ、保存期間が5年間、3年間となるとともに労働者氏名及び作業概要等の記録の作成は不要になるが、本条の改正の趣旨を踏まえ、がん原性物質である場合に準じ、引き続き、当該記録等を作成し、30年間保存すること等により、過去のばく露歴等を適切に把握しておくことが望ましいこと。

## 2 改正令和6年度がん原性告示関係

改正令和6年度がん原性告示は、令和6年度がん原性告示を改正し、がん原性物質の対象から、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において発がん性の区分が区分1に該当しないと分類されたものを除くこととされているが、これは、各年度の国が行う化学物質の有害性の分類結果は、当該年度の翌年度に公表されることとなっており、令和8年度の分類結果は、令和6年度がん原性告示適用時点（令和9年4月1日）では公表されていないことから、がん原性物質の対象から除くのは、令和7年度までの間（令和8年3月31日までの間）において区分1に該当しないと分類されたものと規定した趣旨であること。

政令第九十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前の同条第二号及び第三号に掲げる物を除く。）であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。



○厚生労働省令第六十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

別表第2 (第30条、第34条の2関係)

別表第2 (第30条、第34条の2関係)

項	物	備考
(略)	(略)	
17	(略)	
17の2	N-アクリルホルリド	
18	(略)	
(略)	(略)	
100	(略)	
100の2	N-(3-アミノプロピル)-N-ブチルプロパミン	
101	(略)	
(略)	(略)	
152	(略)	
152の2	アノモニウムトリデカフルオロヘキサニ-1-スルホネート	
152の3	アノモニウムトリデカフルオロヘキサニ-1-スルホネート	
153	(略)	
(略)	(略)	
201	(略)	
201の2	ウンデカフルオロヘキサニ酸	
202	(略)	

項	物	備考
(略)	(略)	
17	(略)	
(新設)	(新設)	
18	(略)	
(略)	(略)	
100	(略)	
(新設)	(新設)	
101	(略)	
(略)	(略)	
152	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
153	(略)	
(略)	(略)	
201	(略)	
(新設)	(新設)	
202	(略)	

(略)	(略)	
343	(略)	
343 の 2	(オキソラン-2-イル) マチル=プロパ -2-エノア-ト	
344	(略)	
(略)	(略)	
362	(略)	
362 の 2	オクタン酸	
363	(略)	
(略)	(略)	
405	(略)	
405 の 2	カリウム=トリデカフルオロヘプタノア- ト	
406	(略)	
(略)	(略)	
478	(略)	
478 の 2	クロロギ酸イソプロピル	
479	(略)	
(略)	(略)	
516	(略)	
516 の 2	5-クロロ-2-ニトロアニリン	
517	(略)	
(略)	(略)	
586	(略)	

(略)	(略)	
343	(略)	
(新設)	(新設)	
344	(略)	
(略)	(略)	
362	(略)	
(新設)	(新設)	
363	(略)	
(略)	(略)	
405	(略)	
(新設)	(新設)	
406	(略)	
(略)	(略)	
478	(略)	
(新設)	(新設)	
479	(略)	
(略)	(略)	
516	(略)	
(新設)	(新設)	
517	(略)	
(略)	(略)	
586	(略)	

586 の 2	五ナトリウム=2, 2', 2'', 2''' -1- [(カルボキシラトメチル) アザン ジール] ビス (エタン-2, 1-ジールニ トリロ) } テトラアセタート	
587	(略)	
(略)	(略)	
731	(略)	
731 の 2	ジエチレントリアミン五酢酸	
732	(略)	
(略)	(略)	
734	(略)	
734 の 2	四塩化チタニウム	
735	(略)	
(略)	(略)	
1003	(略)	
1003 の 2	2- (N, N-ジメチルアミノ) -2- (4-メチルペンジル) -1- (4-モル ホリノフェニル) プロパン-1-オール	
1004	(略)	
(略)	(略)	
1034	(略)	
1034 の 2	ジメチルスルホアモールクロリド	
1035	(略)	
(略)	(略)	

(新設)	(新設)	
587	(略)	
(略)	(略)	
731	(略)	
(新設)	(新設)	
732	(略)	
(略)	(略)	
734	(略)	
(新設)	(新設)	
735	(略)	
(略)	(略)	
1003	(略)	
(新設)	(新設)	
1004	(略)	
(略)	(略)	
1034	(略)	
(新設)	(新設)	
1035	(略)	
(略)	(略)	

1049	(略)	
1049 の 2	3, 5-ジメチルピラゾール	
1050	(略)	
(略)	(略)	
1127	(略)	
1127 の 2	水素化リチウムアルミニウム	
1128	(略)	
(略)	(略)	
1158 の 2	(略)	
1158 の 2	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=	
の 2	アセタート	
1158 の 3	(略)	
(略)	(略)	
1380	(略)	
1380 の 2	トリスノニルフェニルホスフアイト	
1380 の 3	1, 1, 1-トリリス (ヒドロキシメチル) プロパン	
1381	(略)	
(略)	(略)	
1384	(略)	
1384 の 2	トリデカフルオロヘプタジノン酸	
1385	(略)	
(略)	(略)	
1393	(略)	

1049	(略)	
(新設)	(新設)	
1050	(略)	
(略)	(略)	
1127	(略)	
(新設)	(新設)	
1128	(略)	
(略)	(略)	
1158 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	
1158 の 3	(略)	
(略)	(略)	
1380	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
1381	(略)	
(略)	(略)	
1384	(略)	
(新設)	(新設)	
1385	(略)	
(略)	(略)	
1393	(略)	

1393 の 2	トリフェニルホスホロチオエート	
1394	(略)	
(略)	(略)	
1400	(略)	
1400 の 2	4, 4'-[2, 2, 2-トリフルオロ- 1-(トリフルオロメチル)エチリデン] ジフェノール	
1401	(略)	
(略)	(略)	
1415	(略)	
1415 の 2	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシ クロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ- 3-エン-2-オン	
1416	(略)	
(略)	(略)	
1418 の 2	(略)	
1418 の 3	rel-(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2. 2. 1]ヘ プタ-2-イル=プロパ-2-エノア- 上	
1419	(略)	
(略)	(略)	
1443	(略)	

(新設)	(新設)	
1394	(略)	
(略)	(略)	
1400	(略)	
(新設)	(新設)	
1401	(略)	
(略)	(略)	
1415	(略)	
(新設)	(新設)	
1416	(略)	
(略)	(略)	
1418 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	
1419	(略)	
(略)	(略)	
1443	(略)	

1443 の2	ナトリウムトリデカフルオロヘプタノレート	
1444	(略)	
(略)	(略)	
1511	(略)	
1511 の2	ノナデカフルオロデカノ酸	
1512	(略)	
1513	(略)	
1513 の2	ノナフルオロデカノール-1-スルホン酸	
1514	(略)	
(略)	(略)	
1666	(略)	
1666 の2	2-ピロリドン	
1667	(略)	
(略)	(略)	
1683	(略)	
1683 の2	フェニルヒドrazin-2-スルホン酸 (2/1)	
1684	(略)	
(略)	(略)	
1878 の2	(略)	
1878 の3	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘキサデカフルオロデカノール	

(新設)	(新設)	
1444	(略)	
(略)	(略)	
1511	(略)	
(新設)	(新設)	
1512	(略)	
1513	(略)	
(新設)	(新設)	
1514	(略)	
(略)	(略)	
1666	(略)	
(新設)	(新設)	
1667	(略)	
(略)	(略)	
1683	(略)	
(新設)	(新設)	
1684	(略)	
(略)	(略)	
1878 の2	(略)	
(新設)	(新設)	

	(別名 8 : 2フルオロテトラローアルコー ル)	
1879	(略)	
(略)	(略)	
1894	(略)	
1894 の 2	ペルフルオロ (ヘキサゾー1-ースルホン 酸) (別名 P F H x S)	
1895	(略)	
(略)	(略)	
1958	(略)	
1958 の 2	ポルトランドセメント	
1959	(略)	
(略)	(略)	
1994	(略)	
1994 の 2	メタクリル酸1-ヒドロキシプロパン-2 -イル及びメタクリル酸2-ヒドロキシジ ロピルの混合物	
1995	(略)	
(略)	(略)	
2008	(略)	
2008 の 2	メタホウ酸バリウム	
2009	(略)	
(略)	(略)	
2027	(略)	

1879	(略)	
(略)	(略)	
1894	(略)	
(新設)	(新設)	
1895	(略)	
(略)	(略)	
1958	(略)	
(新設)	(新設)	
1959	(略)	
(略)	(略)	
1994	(略)	
(新設)	(新設)	
1995	(略)	
(略)	(略)	
2008	(略)	
(新設)	(新設)	
2009	(略)	
(略)	(略)	
2027	(略)	

2027 の 2	2-メチル-4-イソチアゾリノン-3-オ ン	
2028	(略)	
(略)	(略)	

(新設)	(新設)	
2028	(略)	
(略)	(略)	

第一条 労働安全衛生規則の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(がん原性物質に関する記録の保存)</p> <p>第三十三条 事業者は、第五百七十七条の二第五項の規定に基づきリスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当していた期間において当該健康診断を行い、リスクアセスメント対象物健康診断個人票(当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質であるものに限る。)を作成した場合は、当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当しないこととなつた場合(リスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当しないこととなつた場合(リスクアセスメント対象物に該当しないこととなつた場合を含む。)であつても、当該健康診断個人票を、作成した日から三十年間保存しなればならない。)</p> <p>2 前項の規定は、第五百七十七条の二第十一項の規定に基づき記録(同項第二号(リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。)及び第三号に係るものに限る。)を作成した場合について準用する。</p>	<p>附則</p> <p>(新設)</p>

附則

この省令は、令和十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第七十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第2 (第2条関係)

別表第2 (第2条関係)

物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の 2第3号の含 有量 (重量 パーセント)	物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の 2第3号の含 有量 (重量 パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジニトロメチルヘプチルフェ ニルクロトナート (別名ジノ カツヅ) (2, 4-ジニトロ -6- (オクタゾン-2-イ ル) フェニル= (E) -2- ブテノアート (別名メプチル ジノカツヅ) を除く。異性体 混合物*を含む。)			ジニトロメチルヘプチルフェ ニルクロトナート (別名ジノ カツヅ) (2, 4-ジニトロ -6- (オクタゾン-2-イ ル) フェニル= (E) -2- ブテノアート (別名メプチル ジノカツヅ) を除く。異性体 混合物*を含む。)		
ジビニルベンゼン (オルト- ジビニルベンゼンに限る。)	1パーセント	1パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
ジビニルベンゼン (オルト- ジビニルベンゼンを除く。)	1パーセント	0.1パーセン ト	(新設)	(新設)	(新設)
ジメチルヒドРАЗин (1, 1 -ジメチルヒドРАЗинに限 る。)	(略)	(略)	ジメチルヒドРАЗин (1, 1 -ジメチルヒドРАЗинに限 る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)



労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示

○厚生労働省告示第七十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七條の二第五項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（令和七年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

表改正前欄の「令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」を「令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」に改め、同表改正後欄の「令和六年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」を「令和六年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」に改める。



労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示

○厚生労働省告示第百七十三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七條の二第五項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和四年厚生労働省告示第三百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改正後

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であつて、令和七年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。

改正前

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であつて、令和六年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。

（傍線部分は改正部分）